

クレジットカード決済システムの対策強化検討会  
運営要領

令和4年8月4日

1. 座長は、議長として検討会の議事を整理する。
2. 座長は、座長代理を指名することができる。
3. 検討会は、原則として公開とする。ただし、自由闊達な意見交換を確保するために必要な場合には、座長の判断により、議事及び配布資料を非公開とすることができる。
4. 検討会における配布資料は、原則として、検討会開催前に公表する。議事要旨は、原則として公表する。
5. 座長は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。